

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

1. 本仕様書は、亀山市が発注する「関衛生センター解体及び刈り草コンポスト化センター環境整備工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

2. 通則

1. 本工事を実施するにあたり、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
2. 本工事の趣旨を理解し、工事を進めること。

3. 工事概要

1. 本工事の概要は次のとおりとする。

1) 工事場所 : 三重県亀山市関町新所 地内

2) 工事概要 :

旧関衛生センターの建物・工作物等を解体し、刈り草コンポスト化センターを整備する工事

A・環境整備工事

コンクリート舗装新設	約 3,026m ²
アスファルト舗装新設	約 382m ²
メッシュフェンス新設	約 229m
トラックスケール基礎新設	1ヶ所
門扉新設	W=8m
・排水池新設	約 7m ³
・側溝新設	約 220m
・他付帯工事	

B・旧関衛生センター（し尿処理施設）解体工事

解体建築物	9棟(RC造2棟、S造6棟、補強CB造1棟)	延床面積	約 526m ²
解体水槽	20基(RC造地中埋設)	合計容量	約 508m ³
解体設備	し尿処理設備一式(上記水槽以外)	処理能力	20kℓ/日

・外構撤去(整地共) 約 3,800 m²

コンクリート舗装撤去	約 1,625m ²
アスファルト舗装撤去	約 98m ²
メッシュフェンス撤去	約 182m
トラックスケール基礎撤去	1ヶ所
門扉撤去	
・受変電設備の撤去	1ヶ所
・排水池撤去	約 108m ³
・他付帯工事	

※コンクリートは場内にて 40mm 以下に破碎し、路盤材や埋戻材等として再利用する。

- 3) 工事期間 : 平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月 26 日
- 4) 監督員事務所 : 不要
- 5) 仮設便所 : 必要
- 6) 工事用水道 : 利用できる (但し解体の一部に給水ポンプもあるため留意の事)
- 7) 工事用電気 : 利用できない

4. 注意事項

1. 見積もりにあたっては、現地確認を行うこと。また、現地確認時に市施設敷地内に入る場合は、担当室 (廃棄物対策室 TEL0595-82-8081) に日時等の了解を得てから行うこと。
 2. 本工事において施工上及び設備上必要不可欠な事項は、設計書及び仕様書に記載なき場合でも本工事に含むものとする。
 3. 設計書の数量については、参考とする。
 4. 本工事に係る下記費用については、共通仮設費に含むものとする。
 - ・準備費 (敷地整理 (草刈り、新営の場合のみ)、その他の準備に要する費用)
 - ・仮設建物費 (監理事務所、現場事務所等 (イメージアップ費用を除く、以下同じ))
 - ・工事施設費 (場内通信設備等の工事用施設に要する費用)
 - ・環境安全費 (安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生・補償復旧)
 - ・動力用水光熱費 (工事用電気設備・給排水設備に要する費用、電気・水道料金等)
 - ・屋外整理清掃費 (屋外・敷地周辺の後片付け及びこれらの発生材処分費)
 - ・機械器具費 (測量機器及び雑機械器具に要する費用)
 - ・その他 (コンクリート・鉄筋の試験費、軽微な諸官庁手続き費)
- ※監理事務所については「3. 工事概要」で必要と規定されている場合に限る。

5. 準拠図書等

1. 本工事の実施にあたっては、関係法令、本仕様書及び工事契約条項によるほか、次に掲げる図書等の規定により行うこと。なお、改修部分で監督員が適用することが不適切であると判断した場合は監督員の指示による。
 - 1) 公共建築工事標準仕様書 (平成 28 年版、建築・電気設備・機械設備工事編)
 - 2) 公共建築改修工事標準仕様書 (平成 28 年版、建築・電気設備・機械設備工事編)
 - 3) 公共建築設備工事標準図 (平成 28 年版、電気設備・機械設備工事編)
 - 4) 公共建築木造工事標準仕様書 (平成 28 年版)
 - 5) 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (平成 24 年版)
 - 6) 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説
 - 7) 三重県公共工事共通仕様書 (平成 28 年 7 月版)
2. そのほか、亀山市工事執行規則、亀山市会計規則及び亀山市契約規則による。

第2章 工事

1. 工程

1. 平成30年4月1日に刈り草コンポスト化センター運営移譲するため、工程については、支障なきよう、十分に打合せを行うこと。
2. 工程の作成に先立ち、現場を十分に把握し、現況を調査すること。
3. 解体工事及び環境整備工事を同時に施工する事が予測されるため、工事車両動線、解体順序、環境整備順序の検討・調整・整理を行い、工程管理を徹底すること。
4. 別途工事の電気設備工事及び別委託のし尿くみとり、薬品処理業者と工程の調整を行うこと。

2. CORINS への登録

1. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、契約後等から15日以内（休日等を除く）に、登録機関に登録申請すること。
2. 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示すること。

3. 施工計画書

1. 受注者は、総合施工計画書を契約後14日以内に、工種別施工計画書は各工種着手前に監督員に提出すること。
2. 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。

4. 施工体制台帳等

1. 工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
2. 適用除外でないにもかかわらず社会保険に未加入の業者は、一次下請けにすることができないので注意すること。

5. 仮設工事

1. 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」を参考に、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」に適合する手すり据置方法又は手すり先行専用足場方式により行うこと。
2. 工事現場には、関係法令の規程に従い、必要に応じて以下の標識を掲示すること。ただし、
 - 1) について設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。
 - 1) 工事名、工期、発注者及び受注者を記載した標示板
 - 2) 建設業許可票（元請、下請共）
 - 3) 施工体系図

- 4) 再下請負通知すべき旨の掲示
 - 5) 労災保険関係成立票
 - 6) 建設業退職金共済（建退共）
 - 7) 建築基準法による確認があった旨の表示（建築確認申請をした場合に限る）
 - 8) 解体業（解体業の資格により解体を行う場合に限る）
3. 現場事務所・監督員事務所には、建築基準法施行令第 38 条に規定される基礎を設置すること。また工事現場内に設けない場合は、必要に応じて建築確認申請を提出すること。

6. 建設副産物

1. 引渡しを要するものについては、監督員の指定する場所に整理し、リストを作成したうえで管理者へ引き渡すこと
2. 引渡しを要しないものについては、全て場外に搬出し、廃棄物・リサイクル関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）に基づき適正に処理すること。
3. 本工事には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。なお、この時期を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

7. 完成検査

1. 検査にあたっては、検査に必要な器具、機械を準備するとともに、迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

8. 現場管理

1. 工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。
2. 監督員の指示した事項、協議した結果、試験結果、隠ぺい部分の工事等、工事全般について書面による記録を整備すること。
3. 安全教育・安全訓練及び社内パトロールの実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、その写しを監督員に提出すること。

9. 工事中の安全確保

1. 近隣住民、利用者及び施設関係者等の安全対策について十分配慮し、事前に関係者と協議を行ったうえで対策を講ずること。なお、工事期間中の施設関係者の出入り、一般利用者の利用方法は、工程決定後に別途協議を行うものとする。
2. 施設内の配管内等にガスや残留物がある可能性があるため、防塵マスク、安全ゴーグル等を着用し、安全対策を十分行うこと。また、火気にも留意し換気を行いながら工事にあたること。
3. 交通誘導については、別工事の電気設備工事についても、検討・調整の上対応すること。

10. 火災の予防

1. 塗料等の可燃物の現場での保管については、監督員と協議のうえ、関係法令に従い適切に行うこと。
2. 塗料等の可燃物の周囲に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、火災の予防措置を講ずると共に、周辺の整理に努めること。

11. 環境対策

1. 亀山市が取組む環境保護活動に協力し、資材購入及び工事にあたっては下記の事項を遵守すること。
 - 1) 電気及び水の節約、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努める。
 - 2) 環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努める。
 - 3) 資材については、環境にやさしい商品を選定する。
(三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品、エコマーク製品等)
(再生加熱アスファルト混合物、再生クラッシャーラン)
 - 4) 緊急時(機械等からの油の流出等)の処置方法を施工計画書に記載する。
2. 重機械類については、低騒音・低振動・排出ガス対策型のものを積極的に使用すること。
3. 仕上げ材料についてはF☆☆☆☆を使用すること。ただし適合材がなくF☆☆☆又はF☆☆を使用する場合は監督員と協議すること。
4. 「石綿障害予防規則」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業方法、費用又は工期等について、監督員と協議すること。
5. 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。
6. 工事に伴い発生する排水については、関連法規を遵守し適切な対策を講じること。
 - 1) 舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理すること。
 - 2) 濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
 - 3) 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更を行うものとする。
 - 4) 濁水の処理に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
 - 5) 濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施する。収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

12. 官公庁への手続き等

1. 工事の施工に必要な関係官公署その他への手続きは、遅滞なく行うこと。
2. 工事排水については、参考別紙に定める基準値を遵守すること。

1 3. 提出書類

1. 別紙の「亀山市建築工事提出書類」のうち、監督員が指示する書類を提出すること。
2. 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
3. 工事写真は「工事写真の撮り方（建築編）」（平成 24 年版）を参考に撮影すること。

1 4. 臨機の措置

1. 災害防止等のため必要があると認めるときは、休日等であっても臨機の措置をとること。
2. 天災等により、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、監督員は受注者に対して臨機の措置をとることを請求できるものとする。

1 5. その他

1. 敷地は、砂防地域内に位置し、地下水位も高いことから、工事における排水計画については、砂防指定地域内行為許可内容に基づき処理方法、排水経路を鈴鹿環境事務所と協議の上施工計画書に明示し、監督員の承諾を得ること。
2. 国道 25 号線から鈴鹿川を渡る西畑橋は、昭和 48 年の建設で、有効幅員 4m、耐荷重 14t、輪荷重 5.6t である。大型車両等の通行には、構造計算等により構造上問題ないことを確認の上、管理者の許可を得ること。また、西畑橋から計画敷地までの市道は、幅員約 4m、途中の JR 関西本線のガードは幅員 3.6m、高さ 3.8m であるため、工事車両、重機等の搬出入には十分注意し、工事により市道等に破損・損害が生じた場合は受注者が補修またはその損害にかかる費用を負担すること。
3. 短工期において掘削埋め戻しを行うことで、不同沈下等の不具合が起きないように締め固め等対策を十分に行うこと。工事施工箇所（影響部分・全面舗装を含む）が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補修を行うこと。
4. 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。
5. 工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、事前に調査を行い、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。
6. 必要に応じて、工事説明用回覧板を作成すること。
7. 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。
8. 計量法にもとづく計量検定について、工期内に実施するよう工程を調整すること。
9. 完成後に行われる三重県の一般廃棄物処理施設使用前検査についても協力すること。
10. 発生土の搬出については、暫定距離 8km とし出先整地費を含む。工事にあたって数量等変更となった場合は精算対応を行う。
11. 作業時間が午後 5 時を越えると予想される場合は、午後 4 時まで監督員に連絡を入れること。現道上の作業については亀山警察にその旨を連絡すること。また、1 日の作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。

3 濃度規制

(1) 有害物質に係る排水基準（国の定める全国一律基準）

排水基準を定める省令 別表第1

項目	単位	最大 (許容限度)	備考
カドミウム及びその化合物	(カドミウム) mg/l	0.03	4
シアン化合物	(シアン) mg/l	1	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/l	1	
鉛及びその化合物	(鉛) mg/l	0.1	
六価クロム化合物	(六価クロム) mg/l	0.5	
ひ素及びその化合物	(ひ素) mg/l	0.1	2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(水銀) mg/l	0.005	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	1
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003	
トリクロロエチレン	mg/l	0.1	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	
ジクロロメタン	mg/l	0.2	
四塩化炭素	mg/l	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	
チウラム	mg/l	0.06	
シマジン	mg/l	0.03	
チオベンカルブ	mg/l	0.2	
ベンゼン	mg/l	0.1	
セレン及びその化合物	(セレン) mg/l	0.1	4
ほう素及びその化合物	(ほう素) mg/l	海域以外 10 海域 230	4
ふっ素及びその化合物	(ふっ素) mg/l	海域以外 8 海域 15	4
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(窒素) mg/l	100	3、4
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5	4

備考

- 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。
- ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しません。
- 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
- 業種により暫定排水基準があります。



有害物質の地下水浸透基準（水質汚濁防止法第十二条の三、施行規則第六条の二）

項目	単位	最大（許容限度）	検出限界	備考
カドミウム及びその化合物	（カドミウム） mg/l	検出されないこと	0.001	
シアン化合物	（シアン） mg/l	検出されないこと	0.1	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチル及びEPNに限る。）	mg/l	検出されないこと	0.1	
鉛及びその化合物	（鉛） mg/l	検出されないこと	0.005	
六価クロム化合物	（六価クロム） mg/l	検出されないこと	0.04	
ひ素及びその化合物	（ひ素） mg/l	検出されないこと	0.005	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	（水銀） mg/l	検出されないこと	0.0005	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/l	検出されないこと	0.0005	
トリクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	0.002	
テトラクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	0.0005	
ジクロロメタン	mg/l	検出されないこと	0.002	
四塩化炭素	mg/l	検出されないこと	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	検出されないこと	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	0.002	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	シス体 0.004 トランス体 0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	検出されないこと	0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	検出されないこと	0.0006	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	検出されないこと	0.0002	
チウラム	mg/l	検出されないこと	0.0006	
シマジン	mg/l	検出されないこと	0.0003	
チオベンカルブ	mg/l	検出されないこと	0.002	
ベンゼン	mg/l	検出されないこと	0.001	
セレン及びその化合物	（セレン） mg/l	検出されないこと	0.002	
ほう素及びその化合物	（ほう素） mg/l	検出されないこと	0.2	
ふっ素及びその化合物	（ふっ素） mg/l	検出されないこと	0.2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（窒素） mg/l	検出されないこと	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	2
塩化ビニルモノマー	mg/l	検出されないこと	0.0002	
1,4-ジオキサン	mg/l	検出されないこと	0.005	

備考

- 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める方法により、特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の検出限界を下回ることをいいます。
- （検出限界）アンモニアまたはアンモニウム化合物にあつては、アンモニア性窒素 0.7mg/l、亜硝酸化合物にあつては、亜硝酸性窒素 0.2mg/l、硝酸化合物にあつては、硝酸性窒素 0.2mg/l

(2) 生活環境項目に係る排水基準（国の定める全国一律基準）

排水基準を定める省令 別表第2

項目	単位	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考
pH（水素イオン濃度） 但し、海域以外の公共用水域に排出されるもの		5.8以上 8.6以下	-	3、4
pH（水素イオン濃度） 但し、海域に排出されるもの		5.0以上 9.0以下	-	3、4
BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/l	160	120	5
COD（化学的酸素要求量）	mg/l	160	120	5
SS（浮遊物質）	mg/l	200	150	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/l	5	-	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	mg/l	30	-	
フェノール類含有量	mg/l	5	-	
銅含有量	mg/l	3	-	4
亜鉛含有量	mg/l	2	-	4、8
溶解性鉄含有量	mg/l	10	-	3、4
溶解性マンガン含有量	mg/l	10	-	4
クロム含有量	mg/l	2	-	4
大腸菌群数	個/cm ³	-	3000	
窒素含有量	mg/l	120	60	6、8
りん含有量	mg/l	16	8	7、8

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用します。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しません。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しません。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用します。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。
- 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。
- 8 業種により暫定排水基準があります。

排水窒素含有量・りん含有量の排水基準が適用される海域・湖沼（19 ページ 備考6、7）

		窒素含有量	りん含有量
適用される海域	伊勢湾（大王崎以北の市町）	○	○
	英虞湾（志摩市）	○	○
	五ヶ所湾（南伊勢町）	○	○
	贄湾（南伊勢町）	○	○
	神前湾（南伊勢町）	○	○
	尾鷲湾（尾鷲市、紀北町）	○	○
	賀田湾（尾鷲市）	○	○
	新鹿湾（熊野市）	○	○
	瀬戸内海（伊賀市、名張市他）	○	○
適用される湖沼	安濃ダム貯水池<錫杖湖>（津市）		○
	横山池（津市）		○
	風早池（津市）		○
	君ヶ野ダム貯水池（津市）	○	○
	五桂池（多気町）		○
	蓮ダム貯水池<奥香肌湖>（松阪市）		○
	宮川ダム貯水池<宮川貯水池>（大台町）		○
	青蓮寺ダム貯水池<青蓮寺湖>（名張市）		○
	西米の川ダム貯水池（伊賀市）		○
	田代池（伊賀市）		○
	大洞ダム貯水池（志摩市）		○
	奥山ダム貯水池（志摩市）		○
	神路ダム貯水池（志摩市）	○	○
	白石湖（紀北町）		○
	七色ダム貯水池<七色貯水池>（熊野市）		○
	高山ダム貯水池<月ヶ瀬湖>（名張市、他）	○	○
	片田ダム貯水池（津市）		○
	加佐登ダム貯水池（鈴鹿市）		○
	比奈知ダム貯水池（名張市）		○
	中里ダム貯水池（いなべ市）		○
	菰野ダム貯水池（菰野町）		○
宮川調整池<福王湖>（菰野町）	○	○	
三瀬谷ダム貯水池（大台町）		○	
滝川ダム貯水池（伊賀市）		○	



(3) 県条例で定める上乘せ基準

県条例：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例

第一種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿水域の第二種水域を含む）

		新設（昭和47年1月1日以後に設置）の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排水量）		50m ³ 以上 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m ³ 以上）			400m ³ 以上	
項目	業種	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）	備考	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		5.8以上 8.6以下	-		-	-
BOD（生物化学的酸素要求量）						
(mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 毛紡績業（洗毛を行うものに限る）	-	-		120	90
	3. 全業種（1及び2の業種を除く）	25	20		65	50
COD（化学的酸素要求量）						
(mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	25	20		-	-
SS（浮遊物質）						
(mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 全業種（1の業種を除く）	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（mg/l）		-	1	6	-	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（mg/l）		-	10	6	-	-
フェノール類含有量（mg/l）		1	-		1	-
銅含有量（mg/l）		1	-		1	-

第二種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿水域の第二種水域を除く）

		新設（昭和47年1月1日以後に設置）の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排水量）		50m ³ 以上 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m ³ 以上）			400m ³ 以上	
項目	業種	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）	備考	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		5.8以上 8.6以下	-		5.8以上 8.6以下	-
BOD（生物化学的酸素要求量）						
(mg/l)	1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75	55		75	55
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130	100		130	100
COD（化学的酸素要求量）						
(mg/l)	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75	55		75	55
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130	100		130	100
SS（浮遊物質）						
(mg/l)	1. コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業、石油化学工業（石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く）	140	110		140	110
	2. 熱硬化性樹脂製造業	110	90		110	90
	3. 化学工業（石油化学工業を除く）	180	140		180	140
	4. 全業種（1. 2. 及び3の業種、毛紡績業（洗毛を行うものに限る）、石油精製業ならびにパルプまたは紙加工業を除く）	130	100		130	100
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）						
(mg/l)	石油化学工業（潤滑油製造業を除く）	-	-		-	1
	石油化学工業	-	1	6	-	-
フェノール類含有量（mg/l）		1	-		1	-
銅含有量（mg/l）		1	-		1	-

天白川水域

		新設（昭和47年1月1日以後に設置）の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排水量）		50m ³ 以上 （ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m ³ 以上）			400m ³ 以上	
項目		最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）	備考	最大 （許容限度）	日間平均 （許容限度）
業種						
BOD（生物化学的酸素要求量）						
(mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	25	20		25	20
SS（浮遊物質）						
(mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）						
(mg/l)	石油化学工業（潤滑油製造業を除く）	-	-		-	1
	全業種	-	1	6	-	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） (mg/l)						
		-	10	6	-	-
フェノール類含有量 (mg/l)						
		1	-		1	-
銅含有量 (mg/l)						
		1	-		1	-

備考

- 「第一種水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域を言います
 木曾川（桑名市上水道水源地から上流の区域） 五カ所川（南伊勢町上水道水源地から上流の区域）
 員弁川（朝日町上水道縄生水源から上流の区域） 小方川（南伊勢町小方・方座簡易水道水源地から上流の区域）
 朝明川（四日市市上水道朝明水源から上流の区域） 古和川（南伊勢町古和浦・栃木和簡易水道水源地から上流の区域）
 三滝川（四日市市上水道三滝水源から上流の区域） 奥川（大紀町錦簡易水道水源地から上流の区域）
 内部川（四日市市上水道内部水源地から上流の区域） 大谷川（伊賀市上水道水源地から上流の区域）
 鈴鹿川本川（四日市市上水道河原田水源地から上流の区域） 木津川（本川と服部川合流点から上流の区域）
 鈴鹿川派川（四日市市上水道楠水源地から上流の区域） 名張川（本川と小波田川合流点から上流の区域）
 安濃川（津市簡易水道曾根水源地から上流の区域） 赤羽川（紀北町上水道紀伊長島水源地から上流の区域）
 雲出川（津市上水道三雲水源地から上流の区域） 銚子川（紀北町上水道海山水源地から上流の区域）
 阪内川（松阪市大足簡易水道水源地から上流の区域） 矢の川（尾鷲市上水道水源地から上流の区域）
 櫛田川（松阪市上水道安楽水源地から上流の区域） 古川（尾鷲市賀田・古江簡易水道水源地から上流の区域）
 祓川（明和町養川簡易水道水源地から上流の区域） 逢川（熊野市二木島簡易水道水源地から上流の区域）
 笹笛川（明和町根倉簡易水道水源地から上流の区域） 湊川（熊野市新鹿簡易水道水源地から上流の区域）
 大堀川（明和町山大淀簡易水道水源地から上流の区域） 西郷川（熊野市上水道木本水源地から上流の区域）
 宮川（伊勢市上水道宮川水源地から上流の区域） 井戸川（熊野市上水道井戸水源地から上流の区域）
 加茂川（鳥羽市上水道水源地から上流の区域） 尾呂志川（御浜町上水道水源地から上流の区域）
 迫子川（志摩市上水道迫子水源地から上流の区域） 熊野川（熊野市簡易水道和気水源地から上流の区域）
 桧山路川（志摩市上水道桧山路水源地から上流の区域） 神内川（紀宝町簡易水道鶴殿水源地から上流の区域）
 南張川（志摩市上水道南張水源地から上流の区域）
 （※下線：廃止水源（平成22年8月現在））
- 「第二種水域」とは、第一種水域に属さない公共用水域（天白川水域を除く。）をいいます。
- 「四日市・鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（天白川水域を除く。）をいいます。
- 「天白川水域」とは、天白川（支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいいます。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。
- この表に掲げる新設以外の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が、400m³以上である特定事業場に係る排水について適用します。
- この表の数値は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとします。

